

空き家等適正管理関係事業連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 横須賀市空き家等の適正管理に関する条例(平成24年横須賀市条例第42号)の規定による空き家等の適正管理に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与するため、空き家等適正管理関係事業連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、別表に掲げる課の課長及び課長が指名する職員をもって組織する。

(議長及び副議長)

第3条 連絡会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は、都市部まちなみ景観課長をもって充て、副議長は、議長が指名する構成員をもって充てる。

3 議長は、会議を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、議長が招集する。

2 連絡会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、都市部まちなみ景観課において行う。

(その他事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議の同意を得て議長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

民生局地域支援部地域安全課 同局健康部保健所生活衛生課 環境部環境保全課 同部廃棄物対策課 都市部まちなみ景観課 建設部道路維持課 同部自然環境共生課 消防局予防課
--